

総社市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第41号

総社市議会基本条例の一部を改正する条例

総社市議会基本条例（平成25年総社市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民参加及び市民との連携) 第5条 略 2～4 略 5 議会は、 <u>積極的に市民への報告及び市民との意見交換を行う場を設け、広く市民の意見を聴取するとともに、当該意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</u> <u>6</u> 略	(市民参加及び市民との連携) 第5条 略 2～4 略 5 議会は、市民への報告及び市民との意見交換を行う <u>ため、1年に2回以上、議会報告会を行うものとする。</u> <u>6</u> 議会は、 <u>市民との意見交換を行うための懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。</u> <u>7</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。